

❀ 妊婦健康診査費用の助成について ❀

里帰り出産等のため、船橋市と契約をしない医療機関や助産所で、妊婦一般健康診査受診票を利用できずに妊婦健康診査(妊婦健診)費用を支払った場合は、市に申請をすることで助成を受けることができます。⇒以下、この方法を「償還払い」の手続きといたします。

受診日時時点で船橋市に住民登録がある方の妊婦健診が助成対象です。

また、船橋市の受診票を交付された日からの受診に限ります。

【申請について】

・必要書類を持参の上、早めに申請をしてください。

申請期限：受診日から2年以内です。

・すべての妊婦健診を受診後、一括申請も可能です。

(※ただし、市外に転出予定の方は、転出前に申請してください。)

・書類審査後に「助成金支給決定通知書」を送付します。申請日から原則として60日以内に申請者の口座に助成金額を振り込みます。

【必要書類】

1. 母子健康手帳

2. 領収書

妊婦氏名、診療年月日、医療機関名、妊婦健診費用であることが記載されていること

3. 診療明細書

4. 未使用の妊婦一般健康診査受診票(母子健康手帳 別冊)

5. 通帳またはキャッシュカード

妊婦さんご本人名義の銀行名、店名、口座番号が分かるもの(家族カード不可)

※口座名義が旧姓だと振込ができませんので、申請前に名義変更をお願いします

6. 印鑑(認印で可、シャチハタ不可)

7. 検査を実施したことが分かるもの(検査結果用紙、エコー写真)

申請をする受診票の種類により、必要なものが異なります。検査の実施が確認できない時は、基本的な妊婦健診費用の助成のみとなる場合がありますので、必ずご用意ください

・A票……妊娠初期検査、子宮がん検査

・B票……超音波検査

・C-2票…クラミジア検査、HTLV-1抗体検査

【申請場所】

各保健センター、船橋駅前総合窓口センター(フェイスビル5階)⑩番母子保健窓口

(書類審査は地域保健課で行います。)

【注意】

※助成金額は受診票に記載の公費負担額が上限のため、全額助成ではなく、自己負担が生じる場合があります。

※助成金額は、健診を受けた年度により異なります。

※妊娠の診断、母子手帳交付前の診察は助成の対象外です。保険診療や公費負担項目以外の検査も自己負担となります。

<お問合せ>

船橋市 地域保健課 (妊婦・乳児一般健康診査担当) / 047-409-3274